個人情報ファイル簿 (表)

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
行政機関等の名称	愛知県警察本部長
	総務部会計課、千種警察署、東警察署、北警察署、西警察署、中村警察署、中警察署、昭和警察署、瑞德警察署、熱田警察署、中川警察署、南警察署、港警察署、有事等署、天白警察署、中山警察署、西地警察署、有事等署、本力等等署、西地兴警察署、本力等等署、大山警察署、中营等署、西州等等署、大山警察署、中营等等署、市营等等署、市营等等署、市营等等等。由,有一个专家。
個人情報ファイルの利用 目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正 な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1拾得区分、2受理番号、3受理日時、4受理警察署、5受理交番等、6公告年月日、7取扱職員、8拾得日時、9拾得場所、10拾得者住所・氏名・連絡先、11拾得者権利区分、12拾得者氏名等告知同意区分、13施設占有者整理番号、14施設占有者名称・所在地・連絡先、15施設占有者権利区分、16施設占有者氏名等告知同意区分、17物件(現金・物品)、18保管場所区分、19特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、20埋蔵文化財認定年月日、21任意提出年月日、22還付年月日、23遺失者連絡日時、24遺失者連絡方法、25遺失届受理番号、26遺失者住所・氏名・連絡先、27払出区分、28払出年月日、29払出先氏名・住所・連絡先(拾得者及び施設占有者への交付に限る)
記 録 範 囲	拾得物件の拾得者(届出者・施設占有者を含む) 払出先となる者(拾得者及び施設占有者への交付に限 る)
記録情報の収集方法	拾得者(施設占有者を含む)からの提出 遺失者調査、払出手続き(拾得者及び施設占有者への 交付に限る)
要配慮個人情報	□ 含む 🗸 含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部

開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) 愛知県警察本部情報公開センター
	(所在地) 〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	★法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)☆第21条第7項に該当する ファイル」有★無
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイル	☑ 非該当
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	(名 称) 愛知県警察本部情報公開センター
	(所在地) 〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) -
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	(名 称) —
	(所在地) —
TF放された打喫機関寺国名加工情報に関する提案	
備	

- 備考
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する□にレ印を付すこと。
 - 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、 別紙を添付すること。